

徳川宗春による二十一箇条の条々

高家寺北川宥智 現代語意識

一 幕府の法度（法律）を堅くこれを守ることに。もちろん、キリシタンの取締は怠慢なく行うこと
（先代継友時代の第一条に相当）

二 幕府の制した法に準ずるので、公儀が免許したことを、私に禁じること。諸役人は重々承知するように。
（宗春オリジナル）

三 国に法令が多いのは恥辱の基である。昔は三章の法で四民を大切に育てられたと聞く。すべてが自分自身が勤めるべきことをつとめ、大道の筋目さえ誤らなければ、それぞれが好むところにまで議論は及ぼすことはない
（宗春オリジナル）

四 喧嘩口論の場合、双方の事実を曲げ、臆負荷担する者はこれと比べて、至極下賤の犯人と等しくするように。もし城中において、喧嘩口論があった場合は、定め置かれた役人及び近くに居た者の他に無下に知らして駆け集まってはならない。

五 城内城下でもし火事があった場合、定書の趣旨をよく守り、いづれの方にも偏らず、火事になったといえども、役人ならびに親類縁者は、火元より四方三町の者以外は、駆け集まってはならない。
（先代継友時代の第二条 第六条 に相当）

六 身分の上下にかかわらず、願い書や訴状などがあり、文章に間違いがあったとしても、当人がその誤りをよく理解した場合は、他のもののかんがえをくわえて飾り立てた文章にすることがないように心得るべきである。下の者の事情が滞ることなく、上へすぐに通達されるようにすることが専ら肝腎である。最も大きな損を出し、格別の子細もない者に対しては取り続く必要はなく、急いで訴訟とすることがないように。
（宗春オリジナル）

七

軍役は定めぬ如きとする。兵具等、それぞれに相応のものを揃えておくように。平生に騎馬する身分の者はこれはまた定めぬ通りにするよう。諸士たるものは武芸武術に精を出すことはもちろぬのことであり、これを吟味しないでおくと怠慢となり、あるいは未熟のうち、弁舌のみで威張るものである。自身に割っていないものは急ぎ改めるべきである。

(先代継友時代の第二条 第四条 に相当)

八

様々な命令や役人並びに物頭などの新設に申し渡すべきところを、もし忘れてしまい、違犯してしまった場合は、頭役の落ち度とする。中でも、目付け役の場合は、是非善悪をはっきりと分ける大切な役人である。それゆえに身分をのみ正そうとするのは、心得違いである。

(宗春オリジナル)

九

物頭役人のこと、取り分け邪な思いなく、常々に組同心以下の行跡などを、よくよく考えておくように。もっとも諸役人が各々の勤めに油断があつてはならない。一般的に、人というものは内心の誠から外見の威儀までも正しくするようにすべきであるが、もっぱら外見のみを飾って内心が空虚になり、本心の誠が次第に薄くなりがちである。君臣・父子・朋友の間も、おのずと疎かになり、風俗までもが軽薄になつてしまふのが、心の外の有様だ。人々はそのことをしっかりと理解しておくことこそ肝要である。

(宗春オリジナル)

十

新規に企て、徒党を結び、あるいは私に誓約をなし、あるいは様々なことを妨げるようなこと、その他正義に反した挙動は禁止する。小さなことを大きなことのように言つて、それが積もり積もれば政道に障りをなし、または人の害になつてしまふような事は、これはもっぱら評判を好む風俗にして、自分自身を反省することが殆ど無いからである。古来より、怪しいことであつても怪しむことなければ正理になつていくものであるろ言ひ伝えられてくるのであるから、全てのことに穏やかによく心得るべきであると專一するよう。

(先代継友時代の第五条に相当)

十一 家を作るなど、その分に応じてするように。衣類のことも、幕府より禁止されている衣類ならびに官位についての衣服以外は、各々勝手次第とする。もつとも粗末な衣服を用いるのはまた同様である。染めた色も禁じられている以外のほかは好きにするように。ただし、足軽よりも以下のものの衣類は。寛政年中に制定されたものにするように。

(宗春オリジナル)

十二 各々の知行のところでの勤めは、清廉潔白に沙汰するように。百姓の訴えがある場合は、双方の人により私の争論をさせてはならない。

(先代継友時代の第十一条に相当)

十三 縁組のこと。礼見以上ならびに近習の者たちは、言上させてあい定めるように。その他の人々も、他の土地の者と縁組をする場合は、その旨を報告し、指図に任せるように。

(先代継友時代の第八条に相当)

十四 養子ならびに婿養子のごとは、同姓またはそうおうの正しき由緒より選び、五十歳以上は生存のうちこれを報告し、五十歳以下または末期はこれを願い出るように。諸事の古例・古格を用いるとはいえ、その時々にあわせてしたがわないのであれば、政道の本意ではないと、ひとさらに関わってはならない。忠義の恩賞も年数に限らず、その勤勞具合によって沙汰するように

(先代継友時代の第十条に相当)

十五 諸々の浪人を抱え置くこと並びに知行所に置いておくことは、これを制限禁止する。扱所なき子細あるものはこれを報告するように。親子・兄弟であるものはこれに準ずる。改易されたものはもちろん、その妻子といえども一切かくまってはならない。ただし離別のものは目付によくよくことわってから召し置くように。

附則に殺害・盗賊などの輩や手負いのものは、隠し置いてはならない。本主より付届きある場合は、その本主の考えに合わせる。請けるものがないものは召抱えてはならない。

(先代継友時代の第十三条に相当)

十六

他所へみだりに引越してはならない。叶わず子細あるものはその趣旨を伝達するように。諸士の子弟が他所へ遺し置く人たちはこれまたよく報告するように。

(先代継友時代の第十二条に相当)

十七

国元において、乗り物を免許されたものは、定め置きのようにしなければならぬ。五十歳以上ならばに持病等のある者は、目付に相談の上、指図に任せるように。

(先代継友時代の第九条に相当)

十八

饗応の場合は、客が来たりまたは慶事の場合はもちろぬ。平日の会合もその分際に応じて、その他の音信、贈答等のことは礼儀こそ第一である。互いの眞実の心が表されることでもあるので、日本でも中国での聖人達も、共に用いられてきたことであるので、よくこれを取り扱うことは、沙汰することに及ばず。

(宗春オリジナル)

十九

鉄砲を撃つことは定め置き趣旨をよく守るように。法に定められた以外の刀や脇差は狩場以外では用いることがないように。

(宗春オリジナル)

廿

それぞれの召使は無礼がないようにかたく申し付けておく。この令に違反することは忠義に違背していることである。附則して、持参のものであっても、軽輩のものは、この趣旨に準じて知るべし。

(宗春オリジナル)

廿一

義にあらざる好色のものや、博打、争奪など、侍に似合わぬ挙動をする者はかたくよく慎むように。文武・忠孝の道は昼夜に渡って覚悟しておくものであり、示し諭すこと及ばず。

(宗春オリジナル)

右の内容、過去の趣旨、よくよく考えて、これに加えたものである。藩内のものはこの教令をよくよく行うように。